

飯山市地域防災計画修正案について (主な内容)

令和5年1月31日
飯山市防災会議

主な修正内容

- 1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
- 2 感染症対策に係る修正
- 3 市の独自修正

飯山市地域防災計画の修正案（主な内容）

1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

（県地域防災計画修正に伴う修正）

（修正内容）

災害対策基本法改正により、**避難行動要支援者**の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画**の作成について市町村に努力義務化されたことを踏まえ記載



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第8節 要配慮者支援計画

（新旧対照表 P157）

（今後の対応）

個別避難計画は飯山市社会福祉協議会、市保健福祉課及び危機管理防災課で協議し、令和4年度に作成。このうち、個人情報提供に同意いただいた方についてのみ、令和5年度に避難支援等に係る機関に配布予定

飯山市地域防災計画の修正案（主な内容）

補足：避難行動要支援者（以下「要支援者」）とは

災害発生時に自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援が必要となる方

【避難行動要支援者の要件】

次の①～⑥に該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみ※の世帯に居住する方

- ①要介護3以上
- ②身障者手帳の1・2級（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く）、視覚又は聴覚障害による身障者手帳の3～6級を所持
- ③療育手帳Aを所持
- ④精神障害保健福祉手帳1級を所持
- ⑤特定医療費（指定難病）を受給
- ⑥小児慢性特定疾病医療費を受給

※要支援者を支援する人が、同居する18歳未満の世帯員のみである場合は、要件に該当

⇒要支援者の名簿は毎年更新し、区長・民生委員等に名簿情報を提供（災害時以外は、情報提供について本人の同意があったもののみ提供）

飯山市地域防災計画の修正案（主な内容）

補足：個別避難計画とは

要支援者1人ひとりについて、以下の項目を記載したもの
(作成には要支援者の同意が必要)

【個別避難計画の主な記載内容】

- ①要支援者の避難支援等を実施する「避難支援等実施者」の氏名・住所・電話番号等
- ②避難する場所及び避難経路

⇒避難支援等に係る関係者に対し、個別避難計画を提供
(要支援者及び避難支援等実施者からの同意がある場合に限る)

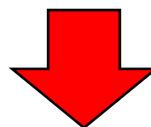
【令和5年度の予定】

支援者による支援強化の取り組み

(現状)

- ① 避難行動要支援者には、ほぼ全ての方に支援者がいる※
- ② 一方で支援者について、区長や組長がその役を担うという場合がある
- ③ 避難行動時における区長・組長の役割を考慮すると、要支援者に常に付き添える方がいることが最善だが、人探しに苦慮することが想定

※個別避難計画の情報を区長・民生委員等へ提供することに同意した方のうち



(令和5年度予定)

支援者の確保の仕方について、他の自治体の事例等の情報を収集し、区長等に配布することで、支援者探しの参考にしていただく

飯山市地域防災計画の修正案（主な内容）

2 感染症対策に係る修正（県地域防災計画修正に伴う修正）

（修正内容）

これまでのマスクや消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進について記載



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画
第12節 避難受入れ及び情報提供活動

（新旧対照表 P358）

（今後の対応）

飯山市災害備蓄計画（洪水編）に基づき、パーティションや消毒液等、感染症対策に必要な物資の備蓄を推進

飯山市地域防災計画の修正案（主な内容）

3 市の独自修正

（修正内容）

氾濫危険情報の発表基準について飯山市水防計画との整合をとる

【飯山市水防計画は避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））
及び長野県水防計画の更新等に伴い修正】



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害直前活動

（新旧対照表 P261ほか）

（対応状況）

令和4年度の水防訓練において、避難情報の発令基準は修正後※のものを
訓練想定に採用して実施

※3時間後の予測水位に基づき、避難指示を発令

飯山市地域防災計画の修正案（主な内容）

3 市の独自修正

※水防法に基づく洪水予報（新旧対照表 P261 抜粋）

赤字：長野県水防計画書の変更によるもの

青地：飯山市水防計画の変更によるもの

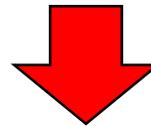
種類	情報名	発表基準
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、 <u>氾濫が継続しているときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。</u> <u>また、国管理河川においては、従来の運用に加え、水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて発表される。</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u> <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未達の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>

【令和5年度の予定】

避難情報の種類とその発令基準の周知強化

(現状)

- ① 令和3年に避難情報の種類が変更になったことは市報等を通じて周知しているが、どのくらい認知されているかは不透明
- ② 防災計画の修正案のうち、特に洪水に係る避難情報の内容については、出水期前から繰り返し広く周知する必要がある



(令和5年度の予定)

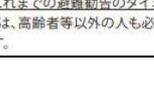
出水期前にあたる5月を周知強化月間とし、市報等を通じて避難情報とその発令基準の周知を行う

【令和5年度の予定】

○主な周知内容

- ・発令基準の変更を改めて周知

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	 災害の おそれ高い <b>避難指示※2</b>	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり <b>高齢者等避難※3</b>	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後数日は 悪化するおそれ 早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

- ・立ヶ花水位観測所の水位と避難情報

区分	水位(m)	避難情報
計画高水位	10.75	緊急安全確保
氾濫危険水位	9.2	避難指示 3時間後にこの水位に達する見通しの場合でも発出
避難判断水位	7.5	高齢者等避難
氾濫注意水位	5	
水防団待機水位	3	